

青森県行財政改革推進委員会(平成30年度第4回) 議事概要

- **開催日時** 平成31年2月22日(金) 10時00分～11時27分
- **開催場所** 県庁西棟8階中会議室
- **会議次第**
 - 1 開会
 - 2 議題
青森県行財政改革行動計画(案)について
 - 3 閉会
- **出席委員** 一條委員、内村委員、鎌田委員、小坂委員、武田委員、藤井委員長、益城委員
(以上7名)
- **県側出席者** 鉄永総務部長、若木総務部次長、大澤総務部次長、
山田財政課長、石坂人事課長、宇野行政経営管理課長 ほか
- **議事要旨**

《 1 開会 》

○司会(千葉行政経営管理課行政改革推進グループマネージャー)

おはようございます。皆様お揃いになりましたので、ただ今から平成30年度第4回行財政改革推進委員会を開催いたします。

本日は委員の皆様、7名全員のご出席をいただいております。県側の出席者でございますが、総務部長のほか関係部局の職員が出席しております。

議事に入ります前に総務部長からご挨拶を申し上げます。

○鉄永総務部長

おはようございます。委員の皆様におかれましては、本日もお忙しい中お集まりくださいまして、誠にありがとうございます。

本日の委員会では、2月12日に開催しました行財政改革推進本部会議において決定した青森県行財政改革行動計画(案)についてご説明を申し上げまして、委員の皆様方からご意見等を賜りたいと考えております。

この行動計画(案)につきましては、これまでの委員会のご審議等を踏まえて、昨年12月に改定した新たな青森県行財政改革大綱に基づく具体的な取組を定めたものでございまして、来年度以降はこの行動計画(案)に従って改革の着実な推進を図っていくこととしております。

本日はどうか忌憚のないご意見、ご議論をいただきますようお願いを申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○司会(千葉行政経営管理課行政改革推進グループマネージャー)

それでは議事に入りたいと思います。ここからの議事につきましては、藤井委員長をお願いいたします。

○藤井委員長

おはようございます。今日は年度内最後の委員会ということで、この行財政改革行動計画(案)についての審議となります。次年度以降は、この行動計画(案)の進捗状況の検証というのが中心になっていきますので、今日は、一応の仕上げの委員会ですので、よろしく願い申し上げます。

では、さっそく議事に入りますが、委員の皆様には先日、事務局から資料が送付されているところです。今日の進行は、この青森県行財政改革行動計画(案)について、県側から説明をいただいた上で意見交換ということになります。

では、説明をお願いいたします。

《 2 資料説明 》

○宇野行政経営管理課長

それでは、私から青森県行財政改革行動計画(案)につきましてご説明申し上げます。委員の皆様のお手元の資料により説明をさせていただきます。

<資料1 青森県行財政改革行動計画(案)の概要>

まず先に、「資料1 青森県行財政改革行動計画(案)の概要」をご覧ください。

1枚目でございます。「1 趣旨」です。この行動計画(案)は、去る12月に改定しました青森県行財政改革大綱に基づきまして、次期行財政改革の取組方策の具体的な取組事項をとりまとめたものとなります。

「2 計画期間」です。次期大綱と同じく5年間の計画としてございます。

「3 掲載内容」でございます。掲載内容といたしましては、今回、庁内各部局からご提案のあった取組事項について、青森県行財政改革大綱に掲載している取組方策体系図に沿う形で取りまとめたものとなります。

今回、新たな掲載事項としまして、取組事項ごとに取組指標、いわゆる目標ですね。こういうものを、今回はじめて掲げさせていただいたということになります。これは各取組におきまして、できるだけ数値目標、あるいは数値化できないものもありますので、そういったものにつきましては、実施工程等をなるべく具体的に書いていただいたということで、目標年度とともに記載させていただきました。それぞれの取組の進捗具合を、これまで以上に分かりやすくしたいということで、掲げさせていただいたところでございます。

「4 行財政改革行動計画の点検・見直し等」でございます。

これまでと同様に、行財政改革の取組状況をこちらの推進委員会を経まして公表といった形になります。ただ今ご説明申し上げましたとおり、取組指標というものを取り入れましたので、点検・見直し等に当たりましては、これまで以上に見える化を意識したような、そういう点検・見直しになっていくのではないかなということで考えております。

資料1の別紙「青森県行財政改革行動計画(案)における取組の主なもの」をご覧ください。大きな3つの区分がございます。最後の方でそれぞれ青森県が今後目指していく姿ということで、「Ⅰ 徹底した業務改革を行い、生産性の向上に挑み続ける青森県」、「Ⅱ 地域の多様な主体との連携・協働を進める青森県」、「Ⅲ 将来にわたり持続可能な行財政基盤を確立する青森県」となりましたが、それぞれの取組項目、その下に具体的な実施項目ということでぶら下げる形となっています。今年度までの実施計画、取組方策の体系自体も変わってございますので単純比較はできないのですが、一番下のところに図がございますように、取組項目ベースで47項目、実施項目ベースで申しますと150の項目となりました。

なお、これまでの実施計画は、ページ数でいうと118ページほどあったのですが、今、お手元にある行動計画(案)では58ページとなって、大変薄く見えるということでございます。

全体構成といたしましては、これまでの実施計画は1項目について1シート、1つのシートだったのですが、今回の取組項目からは、例えば中分類でとりまとめをいたしまして、その下に実際の実施項目ということで、1つのシートの中にそれぞれの実施項目を集約したということもございまして、薄く見えるのかなということでございます。

とは言いながら、次年度の重点テーマとさせていただきます「青森県庁版BPRの実施」ということで、今回その下の実施項目は載ってございません。来年度から具体的な作業に入りますので、この実施項目がぶら下がっていないということ。

それからもう1つは、当然、先程申しましたように、それぞれの実績、これが次年度以降それぞれの項目に順次記載されていきますので、5年後にはそれなりのボリューム、ページ数になると考えております。概要の方では以上でございます。

<資料2 青森県行財政改革行動計画(案)>

次に、「資料2 青森県行財政改革行動計画(案)」本体をご覧ください。時間の関係で全てはご説明しきれないので、かいつまんでということでご了解いただきたいと思います。

まず表紙でございます。表紙の方に、今申し上げたとおり「※現時点で想定されている項目。次期大綱期間内に項目の追加や見直しあり。」と記載されているのですが、現時点での取りまとめということで、今後5年間で成果があったものについては、横展開をしていきたいと思っておりますし、青森県庁版BPRの実施に伴いまして、実施項目の追加であるとか、見直しということが見込まれますということで、注釈を入れさせていただきました。

次に、1ページをお開きください。大きな体系でいうと「I 徹底した業務改革を行い、生産性の向上に挑み続ける青森県」の項目になります。次期行財政改革大綱の目玉といたしまして、「(1)青森県庁版BPRの実施」を重点テーマに掲げておりますが、来年度早々から、各部局におきまして調査・分析・検討を行いまして、具体的な対象業務を選定していくということでございますので、この時点では、まだぶら下がっている実施項目がないという作りでございます。

とはいいながら、目標のところを見ていただければ2023年度までの5年間の目標といたしまして、できれば全部局でこのBPRに着手してもらいたいということもありまして、着手件数を15以上ということで目標を掲げさせていただきました。

次に2ページをご覧ください。現行の実施計画から継続いたしまして、「(3)行政サービスの質の向上」を記載してございます。実施項目といたしましては、出先機関への権限委譲の推進など、従前からの取組に加えまして、新たに「児童扶養手当等に係る知事印の電子化」などを掲げまして、こういった手続の効率化ということで取組を考えてございます。

それから続きまして、5ページから10ページは、「(4)効率的な事務処理の推進」ということになっておりまして、こちらの方には19本の実施項目を掲げています。この19項目のうち14本が新規項目ということで、業務の適正化・効率化を進めまして、多様化・複雑化する行政ニーズに的確に対応できる体制を目指していきたいということで新規項目を掲げてございます。

次に11ページから12ページ「2 内部統制体制の確立」でございます。地方自治法が改正されまして、都道府県では、内部統制体制の構築をすることとなりましたので、実際には、

平成32年度の本格運用を目指しまして、これややっていくというところ。そのほか、近年、全国的な災害が見られるようになってきておりますので、その対応といたしまして、災害や危機に強い組織づくりに関する実施項目を掲げさせていただきました。

次に26ページになります。2つ目の大きな柱「Ⅱ 地域の多様な主体との連携・協働を進める青森県」に関してでございます。こちらは基本的に現計画の実施項目を引き継ぎながら、新たな実施項目を追加してございます。

その中では、新たに「(3) 大学等との連携」を掲げさせていただいております。それから若者・女性の県内定着であるとか、建設産業の担い手不足への対応、人材育成など、新たな「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」と一緒になりまして、成果獲得を目指していきたいということでございます。

続きまして24ページになります。県で行う様々な行財政改革の取組を、是非市町村にも波及させていきたいということで、「(1) 市町村との役割分担と連携・協働」ということで15項目を掲げさせていただきました。その中には、市町村におけるBPRの視点による業務改革を促進するといったような、新たな項目も掲げさせていただきました。

最後でございます。「Ⅲ 将来にわたり持続可能な行財政基盤を確立する青森県」ということで、これまでの行財政改革による成果を着実に維持継続するのですが、39ページになりますが、働きやすい職場環境づくりということで喫煙・受動喫煙対策等に関する取組だとか、44ページ、公営企業の経営改革ということで、経営戦略の策定といった新たな取組も掲げさせていただきました。

以上、簡単ではございますが行動計画(案)についてのご説明とさせていただきますが、将にこれらをスタート台といたしまして、新たな取組が始まるということでございますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

《 3 質疑応答 》

○藤井委員長

ありがとうございます。では今、説明がありました青森県行財政改革行動計画(案)について審議に入ります。

手元の資料「行財政改革推進委員会事前質問・意見等一覧」の1ページ【①質疑応答】です。

これは、事務局に事前に提出していただいたご質問等のうち、本日これから、これを中心に質疑応答する一覧表となっております。

2ページ【②書面回答】は、委員の皆様から、質問の回答にあたって書面で差し支えない旨おっしゃっていただいた事前質問の一覧になります。この質問への回答は、別に綴じられた資料(資料「書面回答」)に書面にて回答をもらっております。もしこれについて追加で何かありましたら、後で時間がありますときにおっしゃっていただけたらと存じます。

では、この「行財政改革推進委員会事前質問・意見等一覧」の1ページ【①質疑応答】から進めることといたします。

まず質疑応答のNo. 1【資料2全般(地域県民局関係)】ですが、武田委員から資料2全般について、地域県民局関係のご質問がありました。武田委員からご発言お願いできますでしょうか。

○武田委員

今日はありがとうございます。この行動計画（案）については、記載されている取組を今後充実させていくということであり、地域県民局関係につきましては、まずはそれぞれの地域県民局で重点的に取り組みたいことを素直に記載している結果、画一的なものにはなっていないということだと理解しています。

ただ、項目として掲げられている取組を拝見すると、ほかの地域県民局でも同様の課題をお持ちなのではないかという気がして、各地域県民局がバラバラに取り組みを進めていかれるのはもったいないなどの印象があります。例えばマニュアルの整備につきましては、率先して取り組まれた地域県民局の成果を他の地域県民局にも横展開をしていただくことで、より効率的に進めることができないか。それこそがBPRだと思いますけれども、地域県民局間での横展開を、どこかが取りまとめられてはどうだろうかというのが私の考えです。この点につきまして、今回の行財政改革の推進を取りまとめておられる行政経営管理課のご見解をお聞かせ願います。

○藤井委員長

では、回答をお願いいたします。

○宇野行政経営管理課長

お答えします。今、委員からの御発言にもございましたが、まずこの行動計画（案）でございますが、各地域県民局がその実状を踏まえ、現段階で実施が可能であると判断した取組をまとめたというところでございます。

従いまして、今、ご指摘いただいたように、全県民局の取組が、画一となっていないというところでございます。

今後、改革の進捗に伴いまして、効果が出てきた取組につきましては、毎年度の状況の点検等を通じまして可能な限り各県民局間で横展開を図ることとしています。今回非常に時間も限られた中でいろいろこういう取組ということで出させていただきまして、どちらかという、事前調整に時間をかけるよりは、まずスモールスタートで着手して、その成果と経験を踏まえて横展開した方がトータルで見ると早いということも考えまして、こういった取りまとめになったということです。いいものはどんどん横展開していき、当課は最大限の調整をさせてもらうというつもりでおりますので、そういうことでよろしくをお願いいたします。

○藤井委員長

武田委員よろしいでしょうか。

では、続いてNo. 2以降の質問に入りますが、No. 2とNo. 5が鎌田委員から、No. 3とNo. 4が内村委員からですので、鎌田委員のNo. 2【取組5:業務量の適正化 通番5:青森県感染症情報作成業務の効率化】についての質問と、それからNo. 5【取組43:県有財産の処分・有効活用等の推進 通番4:広告掲載などによる県有財産の有効活用】になります。この2つについて鎌田委員からご発言をお願いいたします。

○鎌田委員

私はこのことでちょっと気になったことがありました。

「資料2 青森県行財政改革行動計画（案）」6ページの青森県感染症情報作成業務の効率

化という新規事業ですけれども、さまざまな新規事業がある中で、言葉尻を捕らえるようすけれども、この事業に関してだけは最後の「削減を図る。」という言葉がちょっと気になったのですね。

それで最近、毎日のようにテレビを見ても新聞を見ても、感染症の話題というのが目に入ります。一頃はインフルエンザ、そしてその次に風疹。更に最近では、はしかに関してもかなり感染症についてさまざまなニュースが伝えられて、いずれにしても感染力が強いこと、それから感染した場合、難病の原因になったり、特に風疹などは、お腹に子どもがいる女性が感染した場合、その子どもにまで影響が及ぶことなど、感染症というのは深刻な問題ではないかと思ったのです。

また何年かに1度なのですけれども、今もって結核も、感染したというニュースが聞かれることがあります。

そういったことから、この事業には、やはり細かくて分かりやすい情報というのが必要なのではないかと。この情報の伝え方というのは何度でも検討し直す必要があるのではないかと思います。効率化は分かるのですけれども、予算の削減ということまで書かなくてもいいのではないかと思ったんです。

特に、この感染症に関しては、子どもでしたら病気になれば、周りの誰か、例えば母親が気が付いて病院に連れて行くこともありますし、お年寄りも同様に周りの誰かが気が付くこともあると思います。ただ仕事が忙しい年代だと、感染症を罹っていたとしても、ちょっと体の調子が悪いなということで、適当に薬など飲んでいるうちに、気が付いたら重症化していたということもあるかもしれません。

そういったことから分かりやすい情報がないと、お年寄りの場合は病気になって感染症が原因で症状が悪化しても、やっぱり年だからな、ということで済まされたりするのではないかと思うのです。

ですから、やはり情報を分かりやすく、分かりやすい言葉で伝えていくような工夫とかをすることを考えますと、この事業に関しては、いろいろ検討することがあるのではないかと思いますのでこの意見を出しました。

○藤井委員長

はい、ありがとうございます。No. 5【取組 43: 県有財産の処分・有効活用等の推進 通番 4: 広告掲載などによる県有財産の有効活用】はいかがですか。

○鎌田委員

No. 5【取組 43: 県有財産の処分・有効活用等の推進 通番 4: 広告掲載などによる県有財産の有効活用】に、広告付きの県庁舎の案内板の設置業務を実施する、とありますけれども、県庁舎そのものだけではなくて、出先機関の展示物にも同じことができるのではないかと、出先機関でも出先機関の業務に関連する企業の広告を載せるといったようなことができないものかと思いました。これが【①質疑応答】の「ア 広告付き県庁舎案内板の設置業務を実施とありますが、出先機関の掲示物にも広告を付けることはできるように思えますが、いかがか。」の質問内容です。

「イ また、県庁舎 1 F には、広告付き封筒を事業者に向け依頼する内容のポスターを見かけますが、進捗状況はどうなっていますか。」の方は、時々県庁の 1 階の銀行とか郵便局に行

くのですけれども、1階の廊下を歩いて掲示板を見ていますと、事業者向けに広告付き封筒の提供を依頼するポスターを何度か見かけました。これはどのように今のところ進んでいるのかお聞きしたいと思います。

このことに関しまして、今ここに来るまでに、本庁舎の4階を通ってきたのですが、こういった広告付き封筒の事業者向けの依頼は、4階には見られなかったのです。やはり来庁者が多いのは1階だとは思いますが、例えば4階でも来庁者が多い部署では多いのではないかと思います。例えば西棟には、観光関連の部署が見られますけれども、ここ辺りもかなり来庁者が多いのではないかと勝手に思っているのですが、そういった来庁者が多いところは、1階だけではなくて、こういった依頼のものは他の階にあってもいいのではないかなということを考えてみました。

○藤井委員長

はい、ありがとうございます。

では回答をお願いいたします。まず取組5、業務量の適正化、感染症予防のことに関連しての質問ですね、お願いいたします。

○稲宮環境保健センター次長

環境保健センターの稲宮と申します。No. 2【取組5:業務量の適正化 通番5:青森県感染症情報作成業務の効率化】について回答させていただきます。

委員からご指摘いただきましたとおり、本県における感染症情報を発信し、県民の皆さんに正確な情報を迅速に提供するという事は、公衆衛生上、大変重要な事業であると認識しております。

実は今回、行財政改革の取組として挙げさせていただいた青森県感染症情報作成業務の効率化につきましては、公表する内容や仕組みや質等に関わる経費節減を行うものではございませんで、当該週報・月報の作成にあたりまして、現在使用している20年以上前に開発され、基本設計が古く、様式の自由度が少なく、クラウド適応の機能が劣る上に時間を要する等の機能劣化が目立つようになりまして古い有料のコンピュータソフトを、2014年に各都道府県の協議会が開発しました最新の機能を有する無料の集計ソフト、こちらに切り替えることによりまして、システム運用負担の軽減、作業の省力化、解析・疫学機能の向上が可能となることになり、結果といたしまして、これまで民間の企業から有料のコンピュータソフトを毎年借りて使っておりましたものですから、その賃借料が不要となることから副次的に費用削減が見込まれているということでございます。

委員ご指摘のとおり、感染症情報につきましては、引き続き分かりやすい情報発信に努めて参りたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○藤井委員長

効率化という言葉は、今までと同じ成果ならば費用なり労力なり、少ない労力・費用で達成すると、これが効率化ですね。もっと効率化が進めば、今までよりも大きな成果をより少ない費用・労力で達成することができる。こういう用語としては、そのような言葉ですので、決して成果なりアウトプットを減らすために削減する、労力を減らすということではないという趣旨のご回答だったと思いますが、いかがですか。

○鎌田委員

はい。ありがとうございました。

○藤井委員長

では、次の県有財産の処分・有効活用等の推進に関わって、広告掲載などによる県有財産の有効活用については、担当部署からお願いいたします。

○宇野行政経営管理課長

私の方から、まず、No. 5【取組 43:県有財産の処分・有効活用等の推進 通番 4:広告掲載などによる県有財産の有効活用】、「ア 広告付き県庁舎案内板の設置業務を実施とありますが、出先機関の掲示物にも広告を付けることはできるように思えますが、いかがか。」の関係でございます。

広告付きの県庁内の案内板につきましては今現在、本庁では2ヶ所に設置してございます。

具体的に申しますと本庁舎の正面玄関、今はちょっと工事してございますが、入ってすぐのところに1基、それから北棟の正面玄関のエレベーター脇のところに同じような体裁のものですが、これらの2基がございます。

それから出先機関といたしましては、県の運転免許センター、青森市にございます免許センターと、弘前の自動車運転免許試験場、こちらの方にも案内板ということで広告を出していただいているというところでございます。

この事業は、広告事業者に委託して実施していただいておりますので、引き続き魅力ある広告に向け、工夫していきたいと考えております。

免許センター等以外の出先機関についてなのですが、確かに来庁者の方が若干少ないとか、いろいろそういう状況もございますので、事業者さんのそういった意向等を踏まえたくて、今後検証していければと考えてございますので、よろしく申し上げます。

○藤井委員長

よろしいでしょうか。

○對馬会計管理課物品管理グループマネージャー

「イ また、県庁舎1Fには、広告付き封筒を事業者に向け依頼する内容のポスターを見かけますが、進捗状況はどうなっていますか。」について回答します。

まず、広告入り事務用封筒ですけれども、それにつきましては、県の経費節減と民間事業者等の事業活動の促進を図ることを目的としまして、平成24年1月から寄附の方法で封筒を提供してくださる方を募集しております。

募集案内につきましては、県ホームページや新聞広報に掲載しているほか、今年度からポスターを作成しまして、昨年、平成30年9月から県庁舎南棟1階に掲示したところですが。

また同時に本庁の各部と各地域県民局にも、ポスターの掲示を依頼しておりまして、依頼後は、各部、各県民局とも、一定期間は掲示してくれたという話を聞いております。

これまでの寄附については、平成25年3月に1件、平成29年8月に1件ありまして、今年度は数件の問い合わせがあり、そのうち1件が先月1月に寄附の申し込みがありまして、そ

して今月末には寄附を受け入れるというような予定になっております。以上です。

○藤井委員長

引き続き取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございます。

○鎌田委員

今はどこの企業でも、印刷物での広告にはお金をかけたがらないという話を聞いているので、なかなか難しい取組かとは思いますが。ただ、ちょっと余計なことかもしれませんが、この封筒（行政経営管理課の封筒）なのですけれども、この封筒のこの部分（封筒のふた）にです、ここにちょっとした情報が入っているこのやり方、これはいいなと思っております。

○藤井委員長

そうですね。ありがとうございます。

○鎌田委員

できればここに、情報によっては期間限定になりますので、制限がかかるのかも分かりませんが、例えば募集ではなくても情報でも、その期間が長いものであれば、この封筒の裏は広告でなくても使いようがあるのではないかなと考えまして、私は広告はなかなか難しく進まないのではないかなと思うのですが、これはすごく目に入っていいなと思いました。

○藤井委員長

ありがとうございます。

では内村委員から2つ出ております。【取組6:ICT活用による業務効率化】に関連しての質問、それから【取組9:内部統制体制の構築 通番2:財務事務検査等の充実】に関する質問ということで、内村委員お願いします。

○内村委員

報告というか、最初間違っていまして、「行財政改革推進委員会事前質問・意見等一覧」1ページ【①質疑応答】のNo. 3【取組6:ICT活用による業務効率化】のうち、「④BPRを推進する庁内体制整備とは、それぞれの担当課とは別に部署を新設または、担当課の増員ということになると思われるが、どの程度の増員を見込み、その人員の補充方法は如何に。」の部分は、取組6というより取組2の関係になると思うのですけれども。

いわゆるBPR、重点的な行革の目玉というか、今後PRというお話があったのですが、1ページ、庁内体制を整備し、取組促進、人員・経費を増やすという意味でこのカッコ書きになっていると思うのですが、まだまだ、庁内では理解は進んでいるのかどうか、私には、このBPRをどう進めていくのかというイメージが見えてこないというのもあるし、一義的には、やはり各部でのBPRの項目出しをしろという話になったときに、言われているところの行革疲れ、業務も大変な中でまた新しいネタを考えろというのを、各部が押し付けられるというイメージが強い中で、庁内体制の整備というのは、単に行政経営管理課に人員を増やして取組を強化しますという話だけなのか、各部にもこういう人員、BPR用の人員を配置して、プロジェクトみたいなをつくるのか、というイメージをお聞かせいただきたいと思います。

あと、「②ICTによるペーパーレス化について、県議会も対象となっているか。」の関係。どこの課なりどこの会議でも紙が多いというのはあるのだらうと思います。とりわけ時間もスピード感をもってということも含めて、議会の方のペーパーレス化を出来れば早くやっていただいた方がいいような気がして、多分取組の中には含まれていると思いますけれども、是非、議会の方のペーパーレス化をより速い段階で検討を行っていただきたいという要請も含めての質問ということでございます。

あともう1つ、【取組9:内部統制体制の構築 通番2:財務事務検査等の充実】ということで、さまざまな項目の指標、研修云々ということで、数百回なり数回と回数が詳細に記載されているのですが、効率化という意味では、もう少しその前と後で回数が1割減りました、とかあってもいいような気がするのですが、何か、あまり現状と目標に差異がほとんど見られないというのは、どういう意味なのかなと感じます。質問でございます。以上です。

○藤井委員長

ありがとうございます。「行財政改革推進委員会事前質問・意見等一覧」の1ページ【①質疑応答】のNo. 3【取組6:ICT活用による業務効率化】、行動計画(案)では7ページになりますが、この①、②のうち、①は、元々の大きい意味では、【取組2:青森県庁版BPRを促進するシステムの構築】というところだと思います。

では、行政経営管理課お願いします。

○宇野行政経営管理課長

お答えさせていただきます。

まず、取組の目玉であるBPRの進め方の体制等についてでございます。

この青森県庁版BPRを推進する庁内の体制の整備ということで、具体的な増員の見込みであるとか、補充方法の詳細については、現在調整しているというか、正式にまだ決まっていないというところもございしますが、来年度からの取組を円滑に実施するために、行政経営管理課内にBPRを専ら行う職員を複数名配置したいなということで調整させていただいているということでございます。

委員の方からお話がありましたように、今回、BPRは、はじめての取組でもございますので、一義的には各部局が、それぞれ現場のことをやって覚えていらっしゃる部局が、まず一義的にはいろいろと考えていただくというところもございしますが、はじめての取組でもございますので、こういった専門にやる職員を当課に配置いたしまして、それで各部局に担当を決めて入って行って、各部局の方には、現在行革の推進チーム員というのがそれぞれおりますので、そういう方々といっしょになって汗を流していくということで考えております。決して押し付けるといようなことはないと考えております。

それから経費です。確かに今は、BPRを実施していく具体的な経費までは積算できませんが、一定の、例えば研修会を開催するだとか、そういう費用も掛かってくると思っておりますので、必要となる調整は進めさせていただいているということでございます。

それから議会の方の関係でございます。

議会におけるペーパーレス化、そういった取組は、基本的には県議会において検討されるものと考えております。本行動計画(案)に掲げる取組には含まれてはいないのですが、これまでの行財政改革の取組は、県議会とも情報を共有しながら推進してきているというところでご

ございますので、今後も随時、県議会に情報提供等していきたいということでご理解いただければと思います。

○藤井委員長

内村委員いかがですか。

○内村委員

行革体制をさらに、今回のBPRも含めて強化というか指導体制を強めていくという意味では、進め方として理解をさせていただきましたけれども、先ほどから言ったように、なかなか全体像というかイメージが共有化できているか、できていないかというところがあるんだろうと思います。その辺を丁寧に、BPRありきという話だけじゃなくて、イメージの共有化も含めた進め方をしていただければというふうに思います。

○小館財務指導課財務指導グループマネージャー

続きまして【取組9:内部統制体制の構築 通番2:財務事務検査等の充実】です。出納局財務指導課です。

内部統制の構築について、2019年度に方針策定を行いまして、2020年度、再来年度から運用が開始される予定でございます。

実施項目の財務事務検査等の充実につきましては、適正な財務事務が確保されつつも簡素で効率的・効果的な行財政運営が図られるように、内部統制の評価結果を受けて、その内容を分析して、その分析結果を参酌して実態を踏まえたより効果的な指導や研修、検査へ改善を図るべく設けたものでございます。

従いまして、今後、内部統制の評価結果の分析を踏まえて、研修や検査等の内容を見直す又はそれらの回数を増減させていくということにしております。

内部統制の運用開始前である現時点におきまして、取組内容に設けてある財務事務検査等の実施回数、それから財務事務研修の開催件数、これは取組の状況を把握するための取組指標と位置づけておりまして、暫定的に2018年度、今年度の回数と同数としております。

現状と目標の差異は、財務事務検査1回があるわけですがけれども、これは組織改正によって検査対象となる公所の数が1つ増える予定となっておりますので、その分の差異が出ておりますけれども、基本的には、暫定的に2018年度の数字をそのまま載せているということでございます。

今後、内部統制体制が構築されて運用開始されることによりまして、その評価結果の分析を踏まえて、毎年度、目標を設定していくということになっていきます。以上です。

○藤井委員長

よろしいでしょうか。

○内村委員

要するに中身を、ということなのですね。分かりました。

○藤井委員長

まだ不確定な部分もあるとは思いますが、このBPR専担職員ですね。大体どれくらいの人数でとか、どのレベルの職員でとかいうのは。これから議会審議なので、今の時点では、まだ決定したわけではないでしょうけれども、どの程度の展望なのか。

○宇野行政経営管理課長

体制につきましては、複数名ということ、それほど多くないのかな、片手以内なのかなど思っております。それぞれの各部局を担当するということですので、それなりの人数は必要かなと思っておりますが、なかなか人員厳しいおりでもございますので、何とかやりくりをしたいと思います。

○藤井委員長

BPR、これは県全体として取り組むということで、基本的には、一番高いレベルのところから共有してということだろうと思うのですけれども、実質化が進められるようにきっちり、掛け声だけでは進まないことはもちろんですから、職員全体が共有できるようにしていきたいと、こういうことですね。ありがとうございます。

では、事前に質問がありました項目についてはこれまでなのですが、「行財政改革推進委員会事前質問・意見等一覧」3ページにご意見としていただいているものもありますし、今日のこれまでの質疑を通して特にご発言が今までなかった委員の方から、関連なり、あるいはいただいているご意見に追加なりということで、お一人ずついただきたいと思っております。

益城委員、いかがでしょうか。

○益城委員

今の鎌田委員からの【質疑応答】No. 2【取組5:業務量の適正化 通番5:青森県感染症情報作成業務の効率化】のところですか。【意見】No. 3でも述べさせていただいていたのですけれども、感染情報が1週間遅れで発信になるので、それをもう少し早めに発信できないものかという意見を出させていただきました。

先ほどの回答をお聞きして、20年前のソフトが新しくなるということがありましたので、その辺も期待できるのかなとも思いましたので確認をさせていただきたいと思っております。

○藤井委員長

どうぞ。

○稲宮環境保健センター次長

環境保健センターの稲宮でございます。

今、現場の立場から、大変貴重なご意見をいただきありがとうございます。満足のいただける回答になるか分かりませんが、現状について説明させていただき、御理解を賜れば幸いですと思っております。

この青森県感染症発生動向調査の週報の作成日程については、国から毎年示される国への報告や公表の日程を基に、県内の関係医療機関や医師会、保健所設置市であります青森・八戸の両市及び当所や保健所を含む県の関係部署等で組織しております青森県感染症発生動向調査委員会が毎年、日程表を決定します。そのスケジュールに沿って各関係機関が連携し、順次デー

タの取りまとめと報告作業を行い、最終的に週報として公表しています。

具体的な作業としては、休日の関係でずれることもありますが、基本的に月曜日に前週までのデータが各医療機関から管轄の保健所へ報告されます。それを各保健所がとりまとめ、火曜日に環境保健センターがそのデータを受け取り、週報の形に加工し、内容の監修を受けるため、委員会の感染症情報監修委員である医師の方と委員会の事務局である県保健衛生課に送ります。水曜日にその監修結果が環境保健センターに戻ってきますので、その意見を反映し、木曜日の10時に週報として公表となります。

このように非常にタイトなスケジュールの中、関係する多くの機関が順次作業を積み重ねて作成されているものですが、大変貴重なご意見でございますので、県感染症発生動向調査委員会に今回いただきましたご意見の内容をお伝えしたいと思います。

○藤井委員長

ほかに2件、ご意見をいただいています。これについてはいかがですか。県営住宅の件と職員の能力開発・能力向上のお話ですが、よろしいですか。

○益城委員

はい。ちょっといいですか。今さらながら気づいた点がありまして。

39ページ【取組27:働きやすい職場環境づくり 通番1:ワーク・ライフ・バランスの推進】というところで、取組の指標として、年次休暇取得日数があがっていますが、個人によって付与されている年次休暇日数が違うので、一律に年次休暇取得日数で出るよりは、概ね何パーセント取得されているのかなという方が分かりやすいかなと思うのですね。

6日しか年次休暇がない人でも6日とっているのか、40日年次休暇がある人も6日でもいいのかというところがあるので、パーセンテージの方が取得率、取得しているかどうかというのが見えると思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

○藤井委員長

人事課からいかがですか、今のご意見について。

○石坂人事課長

ご指摘はごもっともだと思います。

県職員も、基本的に20日は最低持っていますので、ただ勤務年数によっては最長40日まで持っている方もいるので、確かに持っている数字が違うので日数だけでは分かりにくいというご指摘はごもっともだと思います。いただいたご意見を参考にして、できるかどうかは別ですけれども検討をしてみたいと思います。ありがとうございます。

○藤井委員長

ありがとうございます。

では一條委員から。

○一條委員

意見として、その後に感じたことを1つと、お答えをいただいて、でも言いたいことが1つ

あるので、2つ述べさせていただきたいと思います。

私は事前の意見・質問の際に、今回のこの案をととても素敵だなというふうに思いましたということをお書きしました。実はその後で、お昼の情報番組、こういう主婦層がよく見るものなのですけれども、その中で春節の時に、去年よりとてもインバウンドの伸び率が大きかったのが青森県だという紹介があったのです。佐賀県の方が場所としては近いのだけれども、青森県の方が去年より伸び率がすごく大きいと。その理由として、青森県は冬の自然を上手に活かしたイベントを作っているということと、電子決済に積極的に取り組んでいる、という情報がありました。

このような報道は青森県の経済にもプラスの効果が期待されるので嬉しいのですが、国内に向けても、青森県は頑張っているぞという姿勢が大々的に報道されたということで、すごく一県民として誇らしい気持ちになりました。奇異な、目立つだけのイベントを作り出すのではなく、私たちの現在の生活や自然を大事に守り育て、発信してくださる姿勢は、このような事業に関連し、新しく参入したいと思っている人達にも、大きな刺激になるのではないのでしょうか。行動計画が新しく変化している様子が私たち県民のパワーアップにも結びつくように、さらに取り組んでいただきたいと思います。

ここまでがすごく嬉しかったことなのですが、実はちょっと、どうかな、と思うことが、【取組 17:大学等との連携 通番 1:若者・女性の県内定着・還流促進】というところなのです。

県外に出て行った大学生の子どもたちを引き戻して、という取組を行っていらっしゃるのですけれども、そのことについて手応えはありますか、という質問をさせていただきました。

私が質問をさせていただいた背景としては、報道を見たからかもしれませんし、子どもの体験談として聞いたのか、ちょっと定かではなくなりましたが、県の方がいらっしゃって、「青森県に戻ってきませんか。」という誘いを聞いたのだけれども、でも具体的に働く内容とか、生活状況とか、収入ということを考えると、どうも戻って来たいという気持ちになれないので帰れない、ということがありました。大学生のUターンを促進するのが先か、働く場を新しく作り出すのが先か、難しいところですが。

一方、弘大生の職場体験を私も引き受けた事があるのですが、7、8人の子どもたちが体験後の意見交換の場でとても素敵なのというか、突飛なアイデアを言うので、「これを弘前でどうやって実現するの？」と尋ねてみると、「いや、僕たち、皆、地元に戻りますから。」という返答に、何か私、その時にとっても力が抜けたというか、行政も、私なんかでも、地元で仕事を作り出そうと頑張っているのに、無責任な発言をして平気な顔をされると、取り組みは無駄なような気がしてしまったのです。

内村委員から、意見No. 5【取組 17:大学等との連携 通番 1:若者・女性の県内定着・還流促進】として、目標値を出すようにしてほしいという意見がありましたが、正にそうかもしれないと。ただ「帰りませんか」ではなくて、条件を揃えて、目標を定めてプロモーション活動をしていただけると、今、注目を集めている青森県なので、もっと帰って来てくれるのではないかと期待したいなと思いました。

以上です。すみません、長くなりました。

○藤井委員長

ありがとうございました。

今、一條委員がおっしゃってくださった、内村委員からも意見No. 5【取組 17:大学等との

連携 通番 1:【若者・女性の県内定着・還流促進】が出ています。

これは企画政策部かと思うのですが、何か今の件で。どうぞ。

○奥田企画調整課基本計画推進グループマネージャー

企画調整課です。大学生のプロモーションに関しては、企画調整課だけではなくて、商工労働部の労政・能力開発課でもUIJターンの関係をやったりとか、例えば建設業とか医療関係とか、それぞれ担当部局でいろいろやっている中で、我々はその全部を把握しているわけではありませんけれども、例えば、私たちが先日、仙台市内で仙台に在住している本県出身の大学生に声をかけて、今現在、県内で働いている社会人の方をゲストにお招きして、交流会を開催したりだとかしています。

当日は、14名の大学生が来まして、いろいろ交流していますが、そういうところに来る大学生というのは、やはりそれなりに青森県に戻ることも意識をしていらっしゃると思いますので、そういう意味では非常に効果はあったのではないかなと思っています。

また、現在、商工労働部と一緒に首都圏の大学生のインターンシップというのを3週にわたって実施しています。その参加者が首都圏の大学から16名来ておりまして、それも非常に、そういう意識が来てきているので、おそらくいろいろな体験をして青森県に戻ってくる、例えば青森県で働くということに関して自分なりにいろいろ思い描けるものがあると思いますので、そういう意味で効果があるのではないかなと思っています。

やはり課題は、青森県に戻ってくることにそもそも意識がない学生もたくさんいるわけで、その人たちに、いかに青森県で働くこととか暮らすこと、その可能性といいますか、そういうものをどうやって伝えていくか。先ほど観光の話もありましたけれども、では観光で非常に盛り上がっているということが、県外にいる大学生にきちんと伝わっているかというところ、それはなかなか伝わっていないのではないかと、そういったところを含めて伝えていく必要があるのではないかなと思っています。

弘前大学に関しては、私が聞いているところでは学生のうちの4割ぐらいが県内出身者だと聞いていて、それ以外は県外の出身になります。当然多くの子どもたちは卒業をすれば東京に行くか、あるいは地元に戻るかということになると思います。

やはり県内出身の学生を、いかに県内にきちんと残せるかというのが最大の課題だと思っていますが、首都圏の求人が非常に強いということもあって、どうしても本県出身で弘大に入って弘大を卒業した学生も相当数首都圏に引っ張られているということで、そこについても、いろいろやっていますので、県内大学とか企業と連携しながら青森県で暮らす、働くということについて学生にきちんと伝えていくということをやっているところです。

目標値に関しましては、回数じゃなくて人数の方がいいのではないかと、いろんなご意見がありましたけれども、なかなか人数となりますと、県の主催のイベントだけではないものですから、それに参加する人数を把握するのが難しいというのがあって、難しいかなと思っていますが、一方で、年間大体5,500人から6,000人近くが社会減で県外に流出しており、そのうちの大半が18歳、21歳、22歳で転出しているということで、就職や進学で転出をしている学生が非常に多いということです。

県としては、長期人口ビジョンというのを作成して早い時期に社会減を0にするとか、転出・転入を均衡させるというようなことを目標にしていますので、その目標に向かって、まずは取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○藤井委員長

まあ、確かに大学生、県内出身者は県内で就職先を探すというケースは多いのですよね。私のことで恐縮ですが、青森公立大学は県内出身者の比率は弘前大学より高いので、県内企業への就職率、あるいは本社が県外であっても県内に事業所のあるところへの就職率は、有意に高くなっています。

ただし、今、回答からもありましたように、一旦外へ出て、県外に触れた上で、敢えて青森県を選択して戻ると志のある学生を増やすと、それはおっしゃるとおりだろうと思うのですね。あるいは県外の出身者に大学生活を通じて魅力に触れてもらって定着してもらう。これは人口獲得という点では望ましいことですから、引き続き強力な取組をお願いしたいと思うのだと思います。自分も含めてやっていかななくてはいけないことですが、人任せではいけないと。お粗末ですがちゃんとやっていきたいと思います。

では、武田委員からも事前のご意見としていただいていた、担当部局では意見を踏まえて何か考えておられることもあろうかと思うのですけれども、また、これはNo. 1からNo. 9までありますが、それぞれの意見について担当部局としてこのように考えたということもあろうかと思います。

まず武田委員から、何かこのご意見に関して追加でいかがでしょうか。

○武田委員

これまでの委員会の中では、数値目標や、それが難しいとしてもできるだけ分かりやすい目標を掲げるよう工夫してほしいという意見が出されていたと思います。これは、「目標を掲げるからには絶対に達成しなければだめだ」とか、「目標達成できない部署は成績が悪いという評価をする」ということではありません。目標を達成できなかった場合はどこに問題があったのかをきちんと分析する、逆にオーバー達成した場合は予想以上の成果が挙げられた環境や原因は何かということ洗い出す。そうした過程を経ることで、県民の皆さんにもより分かっていたきやすくなるのではないかと思います。

その意味で、【取組 17:大学等との連携 通番 1:若者・女性の県内定着・還流促進】に関し内村委員からは、何回プロモーションしたかという回数ではなくて、実際に何人の学生が来たのかを目標として掲げた方がいいのではないかとご意見がありましたが、私もそのとおりだと思っています。

これに対して、企画政策部の方からは、「県の主催のイベントだけではないので、それに参加する人数を把握するのが難しい」という説明がありましたが、通常、プロモーションの主催者は、全体で何人が受講をしたかといったデータは把握しているでしょう。また、県としても参加してくれた学生にアンケートを取るなどするでしょうから、アンケートに回答してくれた人数を集計するといった対応もできるはずだと思います。

もっとも、プロモーション回数について、現状の31回よりも1回でも増やすことを目標とする、ということが示されただけでも、一歩進んだと評価しております。すなわち、今回掲げられた目標を県民の皆さんが見た場合に、「妥当な目標だ」と捉えられるのか、あるいは、他の項目ではもっと意欲的に2割増、3割増という目標を掲げている中で「消極的な目標だ」と捉えられるのかという外からの評価が、今後、明確になる可能性があります。実際に、この目標でいいのかという意見が多いようであれば、おそらく企画政策部の方も、来年度以降、もう

ちょっと意欲的な目標を立てよう、という流れになるのではないかなと考えています。

言い方を変えますと、外部環境や県政に求められるニーズの変化を踏まえつつ、必要に応じて到達目標の修正を図っていただきたいと期待しているということであり、おそらく、この点に関しては、ここにおられる皆さま方も十分に分かっていただいているのではないかと考えております。よろしく願いいたします。

○藤井委員長

今のご意見に関して、特に何か担当部局から追加でなければ。よろしいですか、いかがでしょう。よろしいですかね。大丈夫ですね。

では、「行財政改革推進委員会事前質問・意見等一覧」【③意見】のそれぞれNo. 2、No. 3、No. 5、No. 9あたりは直接取り上げていただいたのですが、他に追加で担当部局からこの意見に対して特にこれは答えておきたい、ということがあったらご発言をいただきたいのですが。特にないですか。

では、意見としてしっかり踏まえていただきたいと存じます。小坂委員、何か追加でありましたら。今日の全体を通して考えたとか感じたところを。

○小坂委員

まずこの行動計画（案）は、表が使われているということで、非常に見やすくいいなと思います。さっそく会社でこれを応用しようかなと。先ほどご回答がありましたように、指標を設けた最初の取組としては、非常に見やすくいいというのが第一印象で、いい取組を教えてもらいました。

その中で実は1つ、実際、現在困っていることなのですけれども、BPRということで業務改善が進んでいくと思いますが、当然、人手不足等の関係でICTの活用、AIの活用は絶対に必須の状況にあると思います。その中で、最近、ニュースで盛んにやっているアメリカと某国とのいわゆる摩擦問題で、昨年アメリカで施行になった国防権限法ですか、8月に施行になった。

いわゆる特定の会社は、アメリカ公共施設機関は使ってはならないという法律です。日本政府も、今年の4月から安全保障上注意して調達しなさいという指示がニュースで出ていましたけれども、青森県では、そういうICTに関しての現状は、どういう対応をとっているのかなというのを伺いたいです。

○藤井委員長

この場でのご質問ですので、答えていただける範囲で回答をいただけたらと思いますが。行政経営管理課になるのですか。

○宇野行政経営管理課長

今、ICTの活用の話がございました。当然、そういう類のご懸念というのは確かにございます。とは言いながら、いろいろ業務改善をしていく中では、やっぱりこのICTの活用というのは、これからも必要不可欠なものというところがございますので、当課でいろいろ今、行動計画（案）ということでお話をしました。かなり最先端のものも含めて、いろんなシステムというものも、活用していかざるを得ない流れなんだろうなというところがございますので、

行革を担当する課としては、そのようなことも踏まえながら、当然、そのリスク対応も関係課と連携をしながら、うまく活用していかなければいけないのかなと考えております。

○藤井委員長

特定の企業の製品がどうのこうのと問題になっていますけれども、一般的に情報セキュリティの問題だということだろうと思うのですね。ICTを活用する、AIも活用するということであれば、もちろん県民の情報が情報システムを通じて収集されて、それでデータとして保存されるということにもなりますので、個人情報保護の観点からも情報セキュリティは非常に重視されるべきことだろうと思います。

リスクマネジメント、今、リスク対応という話も出ましたが、リスクマネジメントについては、今回の行財政改革行動計画（案）の中では、情報セキュリティに関するリスクマネジメントというのは特別な項目は立てられていないのですけれども、ますます重要な事になってこようかと思っておりますので、この5年間の実施期間の中でしっかりと対応をお願いしたいと思っております。

ちょうど先週土曜日ですか、日本経済新聞を読んでいたら、政府がサイバー対策の安全基準指針というのをこの春に改定すると。その中でICT機器の調達リスクについて明記するという新聞記事がちょうど出ていました。そこでは、金融とか電力とか水道等の重要インフラに関して特に十数の分野を取り上げていくということです。当然、自治体というの、重要な組織としてこれから考えていかななくてはいけない問題だという具合に私としても考えます。

○小坂委員

実は、私どもが三沢基地の中にショップを開いています。通信関係のキャリアですけれども、昨年5月にも総務省から、いわゆる特定の会社のもものは売ってはならないという通達に来て、8月から完全に。さらに2社指定が、今は5社指定になっています。

実際、今、売ってなくて、買いに来て取扱いはないですということで断っているのです。

今、それがいわゆる政府機関、大学とかあらゆる機関で、国産品への切り替えがどんどん進んでいるのです。私どももアメリカ政府と取引があり、実際にそういう企業のものであったものですから、交換をしようとしても国産品がないのです。国産品がないということで、たった22台だったのですけれども、必死に集めて今、何とか調達をしたというのが現状です。

これが一般的になれば、パニックになる可能性がある。要するに物が無いという形で、さらにこれが民間企業に広がるということになっていますので、そうなった時に業務が止まるというリスクが出てきていると思うのですね。

行動計画（案）の中に、ベンチャービジネス、業務委託というのが記載されていますけれども、現状のビジネスモデルというのは、そういう安い部品、安いシステムを使って構築されているビジネスモデルが非常に多いのではないかなと思います。それが実は崩壊しているという危機が、今来ているのではないかということです。

是非、意見なのですけれども、その辺の状況も踏まえながら、いわゆる活用するにあたって、コストだけではなくて、そういう世界情勢があるということを鑑みて発注していただければなということ、実は今、相当危機的な状況になってきているので、是非検討をいただければなという意見です。

○藤井委員長

状況を注視して、そして心しておくということですね。

では、一通り全員の委員の方からご意見をいただいたのですが、この行財政改革の行動計画(案)については、委員会としては、ただ今いただいたご意見を踏まえて最終案を確定していただいたらということで、よろしいですね。

最後に、もう一度全体を踏まえて何かありましたら、武田委員から一言ずつ委員の皆様からご発言をお願いしたいと思います。

○武田委員

今回の行動計画(案)の最初には、「重点テーマ」として「青森県庁版BPRの実施」が掲げられています。この中で、各部署のトップである部局長主導で業務を見える化するとともに、業務のあるべき姿を設定し、主に、事務処理に相当の人手と時間を要している業務についてBPRを実施するとはっきりと記載されていることは、非常に心強く、正にこれをやっていただきたいと思います。

先ほど内村委員が、各部署とも業務が多忙な中でBPRの項目出しをしろと押し付ける「行革疲れ」のようなことは避けるべきだといった趣旨のご発言をされていましたが、トップが部下に丸投げをした瞬間にこの重点項目は達成できないことになります。むしろトップの方が担当者に代わって「その資料はもういらぬよ。皆分かっているから止めよう。」というように踏み込んで仕事を無くしていかないと、本当の意味でのBPRはできません。ここにおられる幹部の方々は、こうした趣旨を十分に理解していただいていると思いますけれども、是非、この重点テーマに自らが率先して着手していただきますようお願いいたします。

○藤井委員長

ありがとうございます。では内村委員。

○内村委員

また各論というか、意見で触れたところのワーク・ライフ・バランスの関係で、先ほど年次休暇の率の話もございましたけれども、平均でいくらという捉え方だけではなくて、十何日の年次休暇を取得している、全体的にはそうだけれども、ほとんど休んでない人も中にはいます。そういう人たちも、もう少しまともな生活にするという意味でここに記載をしているとおりで

す。年5日以上というのは、4月から中小企業も罰則も含めて適用がされる。民間でも随分ブーブー言っているのですが、役所は、これは全然関係がないという見られ方をするというのも、いかがかと思えますし、同様に時間外の問題についても、平均何時間というような話じゃなくて、80時間も百何十時間もやるような職員のところに、やっぱり規制をかけるというところは人事院なり人事委員会の方でも一定程度、答申を出していると思いますので、管理者のところで一定の方向性、対応をしっかりと、行革という話とは、またちょっと違うかもしれませんが、お願いをしたい。

それと、AI問題、ICTの関係で言えば、いろんな会議に出ると議事録を細かく出しているのですが、実際には非常に手間暇がかかると思うのですが、どこかの会議の中でAIを使った、録音をすればほとんど一定の修正は必要だけれども文字起こすというのを導入しているところもあったので、そういうものは各課に1台という話にはならないかもしれ

ませんけれども、早めに導入をして、この委員会の議事録も業務量としては大変な話になると思いますので、やれるものはどんどん経費も含めて早めに対応していただければと思います。

○小坂委員

先ほど委員からもあったのですけれども、インバウンドの伸び率日本一。当初、東北一という報道を聞いてすごいなと思ったのですが、実際は日本一だったということで、これは県の皆さんの努力の成果だと思います。ですので、非常に心強く思っておりますし、この先、5年先は、本当にいい青森県ができるのではないかなと非常に期待をしています。

○藤井委員長

一條委員どうぞ。

○一條委員

BPRという考え方は、きっとこれから全ての事業所に導入されなくてはいけない考え方なんだなというところに、まず県庁が取り組んでいただいて、是非成功例を作っていただきたいなとエールを送ります。

その一方で、健康管理サポートという点で、受講率が指標として示されていまして。働き方改革で職員さんの仕事環境が楽になってくださることは望ましいのですが、まだまだ心と体の健康状態が良くない方々が世の中には増えてきています。

そういう時に、カウンセラーさんの積極的な活用が見受けられています。皆さんが元気でBPRにどんどん取り組んでほしいと、欲張りなことを考えます。

○藤井委員長

ありがとうございます。鎌田委員どうぞ。

○鎌田委員

先ほど一條委員からお話がありましたけれども、インバウンドの増加というのは確かに大きくなっているなということを感じます。というのも、私事なのですが、ちょうど春節に入ってからですが、春節の連休が始まってからですけれども、ちょうど今頃の時間です、11時前後から私の家の近くに大型のバスが2台来まして、中国のお客さんがたくさん降りてきます。大型バス2台です。それでお店が大変賑わっているような状況です。これがこの前までほぼ毎日続いていました。そんなことからインバウンドが大きくなっていると感じます。

それから、やはりそういうことを通して青森県というものに対する見方というものが、外の目を取り入れることで、青森県というものはどういうものなのか、変えていく必要もあるのではないかなということを考えます。

そのようなことから、既成概念のような青森県ではなく、意外性のある、通り一遍でない青森県を伝えていくことで、長い時間がかかるのかも分かりませんが、県外に出た学生が青森県に帰ってくるとか、そのまま青森県の学生がどうしても青森県にいたい、暮らしたいという意識を強くしていくのではないかと、そういうことも考えます。

○藤井委員長

ありがとうございます。では、益城委員。

○益城委員

行動計画（案）の方は一段落したと思いますので、一県民として日頃思っていることを言いたいと思います。

今、児童虐待ですとか非常に社会問題があつて、青森県でもあつたかと思うのですけれども、そういった社会問題への対応といいますか、青森県がどうしているのかなというのがすごく見えないということを感じています。

例えば、教育委員会ですとか児童相談所のところで危機感が非常に欠如しているとか、こういった問題が繰り返されるということは、明日は我が身ということも前提にあると思うので、その辺にどういった杭を打ち込んでいるのかなという対応が、もっと県民に見える形にしてみらえれば安心できるかなということです。

あと、一昨日ですか、新しい海外人材の活用ということで説明会が開かれました。私も出席をしましたが400人以上の方が出席をして、もう観光で来るのではなくて、皆ここに働きに来るんだと思った時に、やはりその外国人たちが住む自治体だけの問題ではなくて、県として自治体へどうやって指導をしていくのかなとか、県としてどういう対応策があるのかなとか、そういうものも、もっともっと見える化していただければなと感じたところでした。以上です。

○藤井委員長

ありがとうございます。

インバウンドの伸び率というのは、県の取組が功を奏したということでしょうけれども、チャーター便が台湾、天津とは定期航空路が開通していますし、その就航が大きいという面もあるかと思うのですよね。

とにかく、初めはツアーですけれども、次はリピーターとして個人でという人たちを増やしていくというのは、今、益城委員がおっしゃったように、一人ひとりの外国人、あるいは国内外、県内外を問わずに一人ひとりに届くようなアピール、そしてまた県もそれに向けて多様な施策のために行財政改革に取り組んでいる。その発信というか、それでまた県庁内のみならず県民も共有していくと。そういう方向での取組をいただきたいと思います。

行財政改革行動計画（案）については、これでご意見をこちらから申し上げたということで、最終的な計画に仕上げさせていただきたいと思います。

それでは、今日の審議はこれで終了とさせていただきたく存じます。

どうもありがとうございました。

《 4 閉会 》

○司会(千葉行政経営管理課行政改革推進グループマネージャー)

委員の皆様、どうもありがとうございました。これもちまして第4回行財政改革推進委員会を終了いたします。

本日はありがとうございました。